



金沢市公報

第2564号

平成19年(2007年)9月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ	施行地区となるべき区域について	
●告 示		(区画整理課)	6
○自転車等の撤去及び保管について (歩ける環境推進課)	1	○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定について (建築指導課)	7
○自転車等を移動し、保管したことについて ()	2	●選挙管理委員会告示	
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3	○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	7
○生活保護法の規定に基づく介護扶助のための居宅介護支援を担当させる機関の指定について ()	3	○議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ()	7
○市道の区域の変更について (道路管理課)	4	○教育委員会の委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ()	7
○道路の供用の開始について ()	4	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ()	7
●公 告		○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ()	8
○金沢市屋外広告物条例の規定に基づく屋外広告物講習会の開催について (景観政策課)	4		
○都市計画事業の認可に係る関係図書の写しの縦覧について (道路建設課)	5		
○金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合の			

告 示

●金沢市告示第229号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例(平成6年条例第45号)第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自転車等を撤去した場所	撤去した自転車等の台数	
	自 転 車	原動機付自転車
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	53台
	原動機付自転車	5台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	3台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	9台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	4台
	原動機付自転車	1台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	5台
森本駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
泉3丁目地内	自 転 車	3台

寺町1丁目地内	自 転 車	2台
片町2丁目地内	自 転 車	1台
	原動機付自転車	1台
菊川2丁目地内	自 転 車	1台
笠舞3丁目地内	自 転 車	2台
西泉1丁目地内	自 転 車	1台
涌波1丁目地内	自 転 車	1台
松村3丁目地内	自 転 車	1台
戸水2丁目地内	自 転 車	1台
北塚東地内	自 転 車	4台
入江3丁目地内	自 転 車	1台
高島1丁目地内	自 転 車	1台
鞍月5丁目地内	自 転 車	1台
長田町地内	自 転 車	1台
広岡3丁目地内	自 転 車	1台
彦三町1丁目地内	自 転 車	1台
森山2丁目地内	自 転 車	1台

2 自転車等を撤去した日

平成19年8月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成19年9月11日から20年3月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第230号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則（平成3年規則第3号）第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称

金沢市営金沢駅第1自転車駐車場

金沢市営金沢駅第2自転車駐車場

金沢市営金沢駅第3自転車駐車場

金沢市営金沢駅東自転車駐車場

金沢市営本町2丁目自転車駐車場

金沢市営西金沢駅前自転車駐車場

金沢市営東金沢駅東自転車駐車場

金沢市営東金沢駅西自転車駐車場

金沢市営森本駅東自転車駐車場

金沢市営森本駅西自転車駐車場

金沢市営馬替駅前自転車駐車場

金沢市営額住宅駅前自転車駐車場

金沢市営乙丸駅前自転車駐車場

金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場

金沢市営みどりバス停前自転車駐車場

金沢市営金石バス停前自転車駐車場

金沢市営矢木1丁目自転車駐車場

金沢市営香林坊地下自転車駐車場

金沢市営柿木島自転車駐車場

金沢市営片町広場自転車駐車場

2 保管自転車等の台数

自転車 246台

原動機付自転車 1台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成19年8月1日から同月31日まで

4 保管自転車等の返還を申し出る場所

金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人 金沢まちづくり財団

5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成19年9月11日から20年3月11日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護及び介護予防を担当させる機関を指定したので同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

事業者		事業所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
株式会社 こすもす 代表取締役 木谷 秀昭	河北郡内灘町字宮坂4 字2番地1	こすもす訪問看護ステーション 金沢事業所	金沢市藤江北4丁目 395番地ABox3セパ レーツ108号	平成19年 7月1日
株式会社 セントラルケ アスタッフ 代表取締役 苗代 亮達	金沢市矢木1丁目13番 地1	きずなヘルパーステーション	金沢市窪2丁目11番2	平成19年 8月9日

●金沢市告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援を担当させる機関を指定したので同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

事業者		事業所		指定年月日
名称	所在地	名称	所在地	
社団法人 石川勤労者医療協会 理事長 原 和人	金沢市京町20番3号	社団法人 石川勤労者医療協会 おたっしゅホーム城北介護センター	金沢市北安江2丁目10 番18号	平成19年 8月1日

●金沢市告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年9月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	幅員(m)	延長(m)
一般市道	尾張町1丁目線 1号	尾張町1丁目 290番 先から	旧	16.3 ~ 19.1	3
		尾張町1丁目 293番 先まで	新	7.0	3
一般市道	尾張町1丁目線 6号	尾張町1丁目 293番 先から	旧	8.4	3
		尾張町1丁目 292番 先まで	新	21.1	3
一般市道	川 北 12号 木越2丁目線 9号	木越2丁目 308番 1 先から	旧	4.8 ~ 8.9	330
		木越2丁目 79番 先まで	新	6.0	331
一般市道	川 北 23号 沖・浅野本町線	沖 町 ハ 37番 1 先から	旧	6.0	294
		浅野本町 ホ 142番 1 先まで	新	6.0	300
一般市道	三 馬 29号 久安1丁目線 6号	久安1丁目 105番 3 先から	旧	3.2	39
		久安1丁目 105番 8 先まで	新	6.0	39
一般市道	三 馬 29号 久安1丁目線 7号	久安1丁目 105番 9 先から	旧	4.8 ~ 5.3	30
		久安1丁目 105番 10 先まで	新	5.5 ~ 5.7	30
一般市道	三 馬 29号 久安1丁目線 11号	久安1丁目 105番 8 先から	旧	4.6 ~ 4.7	26
		久安1丁目 105番 10 先まで	新	5.3 ~ 5.4	26

●金沢市告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市都市整備局土木部道路管理課において平成19年9月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

路線名	区 間	供用開始日
尾張町1丁目線 1号	尾張町1丁目 290番 先から	平成19年9月11日
	尾張町1丁目 293番 先まで	
川 北 12号 木越2丁目線 9号	木越2丁目 308番 1 先から	〃
	木越2丁目 79番 先まで	
川 北 23号 沖・浅野本町線	沖 町 ハ 37番 1 先から	〃
	浅野本町 ホ 142番 1 先まで	
三 馬 29号 久安1丁目線 6号	久安1丁目 105番 3 先から	〃
	久安1丁目 105番 8 先まで	
三 馬 29号 久安1丁目線 7号	久安1丁目 105番 9 先から	〃
	久安1丁目 105番 10 先まで	
三 馬 29号 久安1丁目線 11号	久安1丁目 105番 8 先から	〃
	久安1丁目 105番 10 先まで	

公 告

金沢市屋外広告物条例（平成7年条例第58号）第32条第1項の規定により、屋外広告物講習会を開催するので、金

沢市屋外広告物条例施行規則（平成8年規則第2号）第27条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

1 講習会の日時

平成19年11月6日（火） 午前9時から午後5時まで

2 講習会の場所

金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター

3 受講対象者

屋外広告業に携わる者（定員150名）

4 講習の科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法
- (3) 屋外広告物の施工

5 講習の免除

次の(1)から(4)までのいずれかの資格等を有する者については、4の(3)に掲げる屋外広告物の施工の講習を免除するので、当該資格等を証明する書類を受講申込書に添えて提出すること。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第3条に規定する電気工事士
- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設の行う職業訓練若しくは同法第24条第1項の認定に係る職業訓練で帆布製品製造科に係るものを修了した者又は同法第28条第1項の規定による職業訓練指導員の免許で帆布製品科に係るものを受けた者

6 受講申込書の受付期間

平成19年10月1日（月）から同月25日（木）まで

7 受講申込書の提出先

金沢市本町2丁目7番1号 越田ビル3階
石川県屋外広告業協同組合

8 受講手数料

2,500円

9 問い合わせ先

金沢市役所都市整備局景観政策課
電話（076）220-2364
石川県屋外広告業協同組合
電話（076）222-6223

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した旨の北陸地方整備局長の告示があり、かつ、関係図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、当該関係図書の写しを公衆の縦覧に供するとともに、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第49条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

都市計画事業の種類及び名称	施行者の名称	事業施行期間	事業地	縦覧場所
金沢都市計画事業 3・2・1号 金沢駅通り線	石川県	平成19年8月1日から 平成21年3月31日まで	(1)取用の部分 安江町地内 (2)使用の部分 なし	金沢市 都市整備局 土木部 道路建設課

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第19条第1項による金沢市副都心北部大河端土地区画整理組合の施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、平成19年10月11日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条で定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

1 施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

- (1) 大河端町西 13番の一部、14番の一部、15番1、18番1、18番3から18番5まで、19番、20番の一部、21番の一部、22番の一部、23番の一部、24番の一部、25番の一部、26番の一部、27番の一部、28番の一部、29番の一部、31番1、32番1、32番2の一部、32番3、33番1から33番3まで、34番1、34番2、35番1、35番2、36番1、36番2、37番1、37番2、38番1、38番2、39番1、39番2、40番1、40番2、41番1、41番2、42番1、42番2、43番1～43番3、44番1～44番3、45番の一部、46番の一部、47番、48番、49番1から49番3まで、50番1、50番2、51番1、51番2、52番1、52番2、53番1から53番3まで、54番1から54番3まで、55番1、55番2、56番1、56番2、57番1、57番2、58番1、58番2、59番1、59番2、60番1、60番2、61番1、61番2、62番、63番、64番1、64番2、65番1、65番2、66番1、66番2、67番1、67番2、68番から71番まで、72番1、72番2の一部、73番の一部、75番1、75番2の一部、76番から79番まで、80番1、80番2、81番1、81番2、82番、83番1、83番2、84番、85番1、85番2、86番1、86番2、87番1、87番2、88番1、88番2、89番1、89番2、90番1、90番2、91番1、91番2、92番1、92番2、93番1、93番2、94番1、94番2、95番1、95番2の一部、97番の一部、98番の一部、99番の一部、100番1、100番2、101番1、101番2、102番1、102番2、103番1、103番2、104番1から104番3まで、105番1から105番3まで、106番1、106番2、107番1、107番2、108番1、108番2、109番から111番まで、112番1から112番3、113番から116番まで、117番の一部、121番の一部、122番から131番まで、132番1、132番2、133番1、133番2、134番1、134番2、135番の一部、138番の一部、139番1、139番2、140番1、140番2、141番1、141番2、142番1、142番2、143番から150番まで、151番1、151番2の一部、152番1、152番2の一部、155番1、155番2の一部、156番1、156番2の一部、157番1、157番2、158番から168番まで、169番1、169番2、218番から230番まで、317番、324番、325番の一部、327番の一部、328番、329番、330番の一部、331番の一部、332番、333番、334番の一部、335番の一部、336番から338番まで、339番の一部、340番の一部、341番から346番まで、347番の一部、348番から351番まで、352番の一部、353番の一部、354番の一部、355番から360番まで、361番の一部、362番から370番まで、371番の一部、372番の一部、373番、374番、375番1、376番2、377番の一部、379番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (2) 大河端町東 189番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (3) 須崎町甲 67番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

- (4) 直江町ル 134番4の一部、134番7の一部、135番2の一部、135番4の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

2 施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備局定住促進部区画整理課

3 縦覧期間

平成19年9月11日から同月25日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定をしたので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年9月11日

金沢市長 山 出 保

新たに指定した道路の位置等

指定年月日	位置指定申請者	道 路 の 位 置			
		起 点	終 点	幅員 (m)	延長 (m)
平成19年8月21日	金沢市八日市出町776番地 有限会社 シンセイエステート 代表取締役 藪内 博史	金沢市兼六元町 379番7先	金沢市兼六元町 379番6先	5.00	24.30
平成19年8月27日	金沢市御影町7番13号 有限会社イー・エス・ホーム 代表取締役 東 信昭	金沢市三十苅町丁 5番7先	金沢市三十苅町丁 5番9先	5.00	28.32

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）は、7,171人です。

平成19年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、119,502人です。

平成19年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第105号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、119,502人です。

平成19年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第106号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）は、7,171人です。

平成19年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第107号

市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）は、59,752人です。

平成19年9月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

平成19年（2007年）9月11日 印刷

発行人

金 沢 市

平成19年（2007年）9月11日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地

カネモト印刷(株)